大阪府養育費の履行確保等支援事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、府内の福祉事務所を設置する市町を除く、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村、熊取町、田尻町及び岬町に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用及び未払い養育費にかかる強制執行申立に必要な費用及び裁判外紛争解決手続（ADR）に必要な費用について、その一部を大阪府が支給することにより、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（１）ひとり親　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子又は同条第２項に規定する配偶者のない男子であって、現に児童を扶養している者をいう。

（２）養育費　民法（明治29年法律第89号）第766条第１項の子の監護に要する費用をいう。

（３）公正証書等　強制執行によって実現されることが予定される養育費の請求権の存在、範囲、債権者及び債務者を表示した文書で、強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書、和解調書又は判決書その他民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条に規定する債務名義として効力を有するものをいう。

（４）養育費保証契約　養育費の不払が生じた場合において保証会社が養育費の立替払いをすることを約する契約をいう。

（５）弁護士等　弁護士又は弁護士法人をいう。

（６）着手金　弁護士等が養育費確保に係る事案の処理を受任する際に発生する弁護士等費用であって、業務処理の対価の一部となるものをいう。

（７）裁判外紛争解決手続（ADR）　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第１条に規定する裁判外紛争解決手続であって、弁護士法（昭和24年法律第205号）第31条の規定に基づき設立された弁護士会（以下「弁護士会」という。）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第５条の規定に基づき法務大臣の認証を受けた者（以下「認証ADR事業者」という。）が実施する裁判外での紛争解決に係る手続きをいう。なお、これらの手続きをオンライン上で実施する場合を含む。

（補助の対象）

第３条　補助の対象となる事業の種別は、次に掲げるとおりとする。

（１）養育費に係る公正証書等作成費用支援事業

ア　公正証書による債務名義の作成費用

イ　家庭裁判所の調停又は裁判に係る費用

（２）養育費に係る保証契約における保証料支援事業

（３）未払い養育費に係る強制執行申立費用支援事業

（４）裁判外紛争解決手続（ADR）費用支援事業

（対象者）

第４条　対象者は、申請時において、府内の福祉事務所を設置する市町を除く、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村、熊取町、田尻町及び岬町に居住するひとり親であって、次の第１号から第３号の受給要件の全てを満たし、かつ、第４号から第７号までに掲げる区分に応じ、該当各号に定める受給要件の全てを満たす者とする。

（１）児童扶養手当の支給を受けている又は同様の所得水準にある者

（２）養育費の取り決めの対象となる20歳未満の者（以下「児童」という。）を現に扶養している者

（３）過去に、国又は地方公共団体等から、同一の児童を対象として、第３条に規定する同種類の補助金等を交付されていない者

（４）養育費に係る公正証書等作成費用支援事業

ア　養育費の取り決めに係る債務名義を有している者

イ　養育費の取り決めに係る経費を負担した者

（５）養育費に係る保証契約における保証料支援事業

ア　養育費の取り決めに係る債務名義を有している者

イ　保証会社と１年以上の養育費保証契約を締結し、その保証料を負担した者

（６）未払い養育費に係る強制執行申立費用支援事業

ア　養育費の取り決めに係る債務名義を有している者

イ　未払い養育費に係る強制執行申立てを行い、それに要する費用を負担した者

（７）裁判外紛争解決手続費用支援事業

ア　養育費の取り決めに係る債務名義を有している者

イ　養育費等に係る取り決めを行うため、裁判外紛争解決手続（ADR）を利用し、それに要する費用を負担した者

（支給対象及び支給額）

第５条　支給対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める経費とする。

（１）養育費に係る公正証書等作成費用支援事業

ア　公正証書による債務名義の作成費用

　　公正証書による債務名義の作成に要する、公証人手数料（公証人手数料令（平成５年政令第224号）に定める公証人が受ける手数料（養育費の取り決めに係る部分に限る））

イ　家庭裁判所の調停又は裁判に係る費用

　　家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停（離婚）申立てに要する収入印紙代、裁判に要する収入印紙代（離婚請求及び養育費請求の費用に限る）、戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に係るものに限る）及び公的機関等が求めた連絡用の郵便切手代

（２）養育費に係る保証契約における保証料支援事業

ア　保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として本人が負担した費用（養育費の１カ月分の額を上限）

（３）未払い養育費に係る強制執行申立費用支援事業

裁判所への養育費の強制執行申立てに要する収入印紙代（養育費の強制執行に係る部分に限る。）、当該強制執行に係る財産開示手続申立て又は第三者からの情報取得手続の申立ての手続きを行った場合の収入印紙代又は予納金、戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費の強制執行及び当該強制執行に係る財産開示手続又は第三者情報開示手続に係る部分に限る。）、公的機関等が求めた連絡用の郵便切手代及び未払い養育費強制執行申立てに要する弁護士等の費用のうち着手金（ただし、強制執行の申立ての結果、弁護士等の費用以外の部分について債務者から支払を受けた場合は当該費用の支給は行わない。）

（４）裁判外紛争解決手続（ADR）費用支援事業

裁判外紛争解決手続（ADR）に要する費用のうち、申立料や依頼料及び１回目の調停に係る費用であって、申請者が負担する費用（ただし、調停の申立後、申立てに相手方が応じる意向を示しているにも関わらず、申立者の都合により調定が行われずに当該事案が終了した場合にそれまでに申立者が負担していた費用、書類の代理作成費用、申立者又は相手方の要望により弁護士会又は認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用及び交通費その他費用を除く。 ）

２　支給額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める額を上限に交付するものとする。

（１）養育費に係る公正証書等作成費用支援事業

ア 公正証書による債務名義の作成費用　　43,000円

イ 家庭裁判所の調停又は裁判に係る費用　76,000円

（２）養育費に係る保証契約における保証料支援事業

50,000円

（３）未払い養育費に係る強制執行申立費用支援事業

150,000円

（４）裁判外紛争解決手続（ADR）費用支援事業

50,000円

（申請）

第６条　支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から起算して１年以内に、大阪府養育費の履行確保等支援事業支給申請書（別紙様式１）、要件確認申立書（別紙様式８）及び暴力団等審査情報（別紙様式９）により、知事に申請しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合は、この限りではない。

（１）養育費に係る公正証書等作成費用支援事業

公正証書等を作成した日（令和３年４月１日以降の日に限る。）

（２）養育費に係る保証契約における保証料支援事業

養育費保証契約を締結した日（令和３年４月１日以降の日に限る。）

（３）未払い養育費に係る強制執行申立費用支援事業

裁判所において強制執行が実施された日（令和７年４月１日以降の日に限る。）

（４）裁判外紛争解決手続（ADR）費用支援事業

裁判外紛争解決手続（ADR）の１回目の調停が終了した日（令和７年４月１日以降の日に限る。）

２　前項の規定による申請は、次の第１号から第６号までに掲げるほか、第７号から第10号までに掲げる区分に応じ、該当各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）申請者及び養育費の取り決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（申請日から３カ月以内に発行されたもの、写し可）

（２）申請者の世帯全員の住民票の写し（申請日から３カ月以内に発行されたもの）

（３）児童扶養手当証書の写し。児童扶養手当を受給していない場合は、申請者の前年（1月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書。同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（別紙様式２）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

（４）支給対象となる経費の領収書等（領収書には、宛先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名を記載の上、領収印を押すこと。郵便局及び官公署が発行する領収書又はレシートについては、上記の項目を満たさずとも、正規の領収書とみなして取り扱うことができるものとする。支給対象経費の支払いにクレジットカード等を利用した場合は、領収書の代わりにクレジット契約証明書等を添付するものとする。なお、申請者本人が負担したものに限る。）

（５）通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの（金融機関名、支店名、口座種別、口座名義、口座番号が確認できるもの）

（６）その他、知事が必要と認めるもの

（７）養育費に係る公正証書等作成費用支援事業

ア　公正証書等

（８）養育費に係る保証契約における保証料支援事業

ア　公正証書等

イ　保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間は1年以上とする。）

（９）未払い養育費に係る強制執行申立費用支援事業

ア　公正証書等

イ　給付対象となる強制執行、当該強制執行に係る財産開示手続又は第三者からの情報取得手続の実施を裁判所が決定したことを証する書類の写し

ウ　弁護士等との契約書の写し及び養育費確保支援に関する弁護士等からの請求書

（10）裁判外紛争解決手続（ADR）費用支援事業

ア　裁判外紛争解決手続（ADR）による養育費の取決めを行ったことが確認できる書類又は裁判外紛争解決手続による合意が成立しなかったことが確認できる書類の写し

（支給決定等）

第７条　知事は、前条による支給の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支給すべきものと認めたときは、大阪府養育費の履行確保等支援事業支給決定通知書（別紙様式３）により、遅滞なく、申請者に通知するものとする。

２　知事は、前項の規定により審査した結果、支給が不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪府養育費の履行確保等支援事業不支給決定通知書（別紙様式４）により、遅滞なく、申請者に通知するものとする。

３　第１条により支給の決定を受けた者は、下記各号のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（別紙様式10）により、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けなければならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する「暴力団」をいう。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」をいう。）

（３）暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

（４）法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

（５）公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

（申請の取下げ）

第８条 前条第１項の規定による通知を受けた者は、当該支給決定を受けた内容に変更があったこと等により、給付を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を受けた日から起算して15日以内に大阪府養育費の履行確保等支援事業支給申請取下書（別紙様式５）をもって申請の取下げをすることができる。

２ 前項の規定による申請の取下げがあったときは、前条第１項の規定による支給決定は、なかったものとみなす。

（支給の時期）

第９条　知事は、支給を決定したときは、決定した日の翌日から起算して、概ね30日以内に申請書に記載された口座に決定した金額を振り込み支給するものとする。

（審査に係る留意事項）

第10条　知事は第６条第２項第４号に規定する、領収書等に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

（１）宛先

（２）領収年月日

（３）領収金額

（４）取引内容

（５）領収者の住所及び氏名、領収印

２　知事は、養育費の取り決めを交わした文書に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。ただし、（２）については公正証書に限る。

（１）養育費の取り決め

（２）強制執行認諾約款

３　知事は、養育費保証契約書に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

（１）保証会社が、養育費支払義務者が養育費受取権利者に支払うべき養育費を養育費受取権利者に対して保証していること

（２）保証期間が１年以上であること

４　知事は、養育費の取り決めを交わした文書と養育費保証契約書が、次の事項において、同じ内容が記載されていることを確認するものとする。

（１）養育費権利者

（２）養育費支払義務者

（３）養育費対象児童

５　知事は、強制執行に関する書類に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

（１）強制執行費用を債務者に請求していないこと。

（２）養育費の取決めを交わした債務名義を識別できる文書番号等が記載されていること。

（支給決定の取消し）

第11条　知事は、申請者が次の号のいずれかに該当する場合は、第７条の規定による支給決定額の全部または一部を取消すことができる。

（１）虚偽その他不正な手段により支給を受けたとき

（２）養育費保証契約を保証期間中に解約されたとき（養育費受取権利者の責によらない場合を除く。）又は債務者が強制執行費用を支払ったとき

（３）前号に掲げるもののほかこの要綱に定める要件に該当しない事実が明らかになったとき

２　知事は、前項の規定により支給の決定を取り消した場合において、補助の対象となる事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（養育費受給状況報告書）

第12条　支給を受けた者は、養育費受給状況報告書（別紙様式７）を、支給決定の属する年度の３月末までと、支給決定日の１年後の月末までの２回提出しなければならない。

（雑則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年８月24日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年７月８日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年６月12日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

（調整規定）

２　本要綱の適用の日から刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日の前日までの間における本要綱第９条第３項第４号の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

３　本要綱の適用の日から刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間における本要綱第６条及び第７条に定める様式において、これらの様式中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」と読み替えるものとする。